

## 再公示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等とのコンサルタントとの業務実施契約（小規模）に基づき実施する予定案件のうち、再公示が必要となった案件について、再公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。プロポーザル作成に係る業務指示書を本日から公示とともにホームページ上に掲載しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてにお願いいたします。

2013年4月3日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご注意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

### 【2. 競争参加資格の確認】

平成22・23・24年度全省庁統一資格を有している場合は、プロポーザル提出時に全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成22・23・24年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格審査」をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

### 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。また、本公示により契約に至った契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

（1）公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注)役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ.当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2)公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア.対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名(氏名は公表しない。)

イ.契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ.総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ.一者応札又は応募である場合はその旨

(3)当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4)情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

再公示：次の案件については、3月13日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。  
なお、(グループD)(グループE)とに分けて再公示します。

番号：再公示 1 国名：全世界 担当：地球環境部

案件名：平成25年度水資源・防災分野技術協力プロジェクト中間レビュー調査及び終了時評価調査(グループD)

1 業務予定期間：2013年5月中旬～2014年3月下旬

2 参加要件

海外における各種評価に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

4 今後の契約プロセス(予定)

業務指示書配布：別掲のとおり掲載します。

プロポーザル提出：2013年4月19日

(プロポーザル提出期限は変更される可能性がありますので、業務指示書をご確認下さい。)

選定結果通知：4月下旬

契約交渉：5月上旬

5 業務の目的

別掲業務指示書のとおり

6 業務の範囲及び内容

別掲業務指示書のとおり

7 成果品等

別掲業務指示書のとおり

8 主要な分野

別掲業務指示書のとおり

9 特記事項

別掲業務指示書のとおり

別掲業務指示書はこちらをご覧ください。

<http://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>